

令和7年度 第3回昭島市都市計画審議会 議事要旨

| | | | |
|-------------------|-----------------|---------|-----------|
| 開催日時 | 令和7年12月22日（月曜日） | 開会 | 午後 3時 00分 |
| | | 閉会 | 午後 3時 45分 |
| 開催場所 | 市役所3階 庁議室 | | |
| 委員の出欠 | | | |
| 出席委員 | 鈴木 実 | 鈴木 一昭 | 辻川 誠 |
| | 宗川 敏克 | 美座 たかあき | 松原 亜希子 |
| | 小林 こうじ | 大島 ひろし | 大久保 善幸 |
| | 竹井 和子 | | 野崎 保 |
| 欠席委員 | 細見 明彦 | 高橋 健一 | |
| 説明のために出席した者の職氏名 | | | |
| 市長 | 白井 伸介 | 都市計画部長 | 後藤 真紀子 |
| 都市計画課長 | 塚本 政 | | |
| 職務のため出席した事務局職員の氏名 | | | |
| 都市計画係長 | 土屋 亜衣良 | 都市計画係 | 東野 恵 |
| 傍聴者 | 1名 | | |

次 第

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 開会 |
| 2 | 市長挨拶 |
| 3 | 議題 |
| | (1) 諮問第5号 |
| | 昭島都市計画生産緑地地区の変更について |
| | (2) その他 |
| 4 | 閉会 |

配布資料

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第5号資料 昭島都市計画生産緑地地区の変更（案） ・ その他資料 東京における都市計画道路の整備方針（案）[概要版] （仮称）昭島市まちづくり条例（素案） |
|--|

3 議題

(1) 昭島都市計画生産緑地地区の変更について

《都市計画課長より説明》

生産緑地地区の都市計画変更後の面積は約 40.77ha となる。削除の合計は、地区数が 15 件、面積が約 15,030 m²、このうち生産緑地の指定から 30 年経過によるものが 1 件、それ以外は、主たる従事者の死亡等によるもの。追加の合計は、地区数が 4 件、面積が約 2,280 m²である。

(以降、資料説明)

《質疑》

(大島委員) 30 年経過して継続をされなかった生産緑地が 1 件あるとのことだが、継続されなかった理由は。

(都市計画課長) 個別の理由は答えられないが、他の土地利用を検討していると思われる。

(大島委員) 生産緑地が減りゆく中で、生産緑地減少の歯止めをかけるような政策はあるのか。担い手不足、相続という観点で手放さざるを得ない等の要因があるとしても、都市農業を活性化する施策や、生産緑地を全て減らさないというような方向性を国は出しているのか。それとも、もうこれは自然減でやむを得ないとの方向なのか。国や東京都、昭島市の考え方を伺いたい。

(都市計画課長) 生産緑地や農地については、国や都もなるべく減らさず残していきたいと考えている。但し、耕作者の高齢化や相続の問題により、どうしても減少している現状がある。生産緑地に指定されると 30 年の営農義務が生じるが、固定資産税の農地課税や相続税の納税猶予といったメリットがある。また、新たに特定生産緑地という制度を設けて 30 年経過後から 10 年間指定できるという形をとっている。10 年間であれば継続のハードルも低く継続している方も多い。

(大島委員) 現在、昭島では、専業農家、兼業農家とあると思うが、大体どれぐらいの農家が営農されているのか。

(都市計画部長) 軒数について農業委員会では当然に把握されているが、都市計画課では把握していない。生産緑地の状況で言うと、買取り申出のあった際は農業委員会の方に、他の農業従事者に斡旋できないかという照会等を行う。所有者が変わっても農業が継続されるよう、農業委員会と連携しているところである。

(大島委員) 食料の安全保障問題や、米の値段が上がっているという中で需要と供給等も含めて、今後の農政をどうしていくかというのは国でも議論をさ

れているところである。市も地産地消ということで、昭島で農業をやっているかたに力強く支援をしていただければと思う。

(鈴木実委員) 農業委員会ですが、現在市内の農家の数は117軒である。但しその中で、きちんと耕作されて、野菜、果樹などを出荷されている農家となると、多分半分以下になってしまうと思われる。

(佐藤委員) 今回15件の削除ということで、今も意見があったが、生産緑地をできるだけ減らさないという取り組みが重要と思う。今後の昭島市の取り組みというのは何が考えられるのか、生産緑地に指定をされていない市街化農地はどういった状況なのか、市の取り組みについて聞かせたい。

(都市計画課長) まず市内の農地全体について、平成7年の生産緑地の制度が始まったときと、令和6年1月期を比べると46.7%減少している。一般の宅地化農地については、75.3%の減、生産緑地については25.5%の減となっている。この数字からもわかるように生産緑地として指定しているほうが減少は非常に少なくなっている。昭島市としても生産緑地や特定生産緑地といった制度を活用して、なるべく生産緑地の指定をしていただけるよう努力していかねばならないと考える。

(佐藤委員) 特定生産緑地を含めて取り組みを強めていくということだが、東京都や国に対しても引き続き市からも意見していただきたい。行政の買取りも必要になってくると思う。私の立場からも各機関に対して意見を言っていきたい。

(市長) 農業委員会の皆さんと話をする、やはり生産したものを店舗で扱ってもらいたいと、一生懸命仕事して努力されているとのこと。作ったものが販売され、市が買い上げて、学校給食に使うことで地産地消に繋がっている。さらに努力し、我々としても守っていきたいと思う。委員からも話があったが、これは昭島市だけの問題じゃなくて、全国の、都内の生産緑地の問題でもあるので、市としてもしっかりと、都あるいは国に対して申し上げたい。

(宗川委員) 区域番号107番、図面番号7の図にある生産緑地は道路上にあるよう表示されている。現況はどうなっているか。

(都市計画部長) 対象地は区画整理事業の従前地で表示されており、仮換地先は別の場所にある。仮換地の際に都市計画変更を行う必要があるか東京都に確認したところ、個別判断でよいとの回答があったため、中神都市区画整理事業については換地処分時にまとめて変更することとした。

《結論》 原案同意。

(2) その他

(都市計画課長) 配布資料の「都市計画道路の整備方針(案)」と「(仮称)昭島市まちづくり条例(素案)」は、いずれも現在、パブリックコメントを行っているものである。

署名委員氏名

署名委員氏名
